

大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例

(令和7年条例第24号)

(目的)

第1条 この条例は、町内における太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、豊かな自然環境及び町民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成その他の地域環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に掲げる太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物（以下「建築物等」という。）に附属して設置されるものを除く。）を利用して発電を行う事業で、発電出力の合計（当該太陽光発電設備を設置する者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に太陽光発電設備を設置するときは、当該太陽光発電設備の発電出力を含む。次号において同じ。）が10キロワット以上のものをいう。
- (3) 事業者 太陽光発電設備を設置する者、太陽光発電事業を行う者及びこれらの者との契約により事業を請け負うすべての者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 隣接住民 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域の境界から水平距離10m以内の土地又は建築物等の所有者、占有者、管理者及び借用者並びに当該区域内において農林水産業その他の事業を営む者

イ 事業区域の境界から水平距離10m以内の居住者（同一世帯に複数の居住者がいる場合には、その内の代表者1名。以下同じ。）

ウ 事業区域に係る行政区

(6) 地域住民 次に掲げる者をいう。ただし、前号に掲げる者を除く。

ア 事業区域の境界から水平距離100m以内の区域に存する建築物等の所有者、占有者、管理者及び借用者並びに当該区域内において農林水産業その他の事業を営む者

イ 事業区域の境界から水平距離100m以内の居住者

ウ 事業区域の境界から水平距離100m以内の区域に係る行政区

(7) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令等及びこの条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、事業区域及びその周辺地域の自然環境、景観、生活環境等（以下「自然環境等」という。）を保全するため必要な措置を講ずるとともに、隣接住民及び地域住民（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保つよう努めなければならない。

3 事業者は、太陽光発電事業を実施するに当たっては、太陽光発電設備を建築物等から50m以上離して行うよう努めなければならない。

4 事業者は、太陽光発電事業に起因する事故が発生しないよう適切な安全対策、保守点検及び維持管理を実施するとともに、事故が発生したとき、又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、誠実にその解決に当たらなければならない。

5 事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、太陽光発電設備の解体、撤去、廃止その他の太陽光発電事業の廃止に必要な措置（以下

「解体等」という。)を行わなければならない。

6 事業者は、太陽光発電事業を適正に実施するため、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備の維持管理に要する費用
- (2) 太陽光発電設備の解体等に要する費用
- (3) 前号に掲げるもののほか、発電事業の廃止に要する費用
(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、事業区域を適正に管理するとともに、同条の目的に反するおそれのある事業者に対して当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(設置規制区域)

第7条 町長は、次の各号に規定する区域のいずれかに該当すると認めることは、当該区域を規則に定めるところにより太陽光発電設備の設置が望ましくない区域（以下「設置規制区域」という。）として指定するものとする。

- (1) 土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある区域
- (2) 豊かな自然環境を保ち、地域における貴重な資源として認められる区域
- (3) 住宅との隣接地その他の太陽光発電事業により地域住民等の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがある区域
- (4) 町を象徴する魅力的な景観として良好な状態を保全する必要がある区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める区域

2 町長は、必要があると認めるときは、設置規制区域を変更することができる。

(事前協議)

第8条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、規則で

定める事項を町長に届け出て、あらかじめ町長と協議しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 3 事業者は、第1項の規定により協議した事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を町長と協議しなければならない。
- 4 町長は、事前協議が終了したときは、事業者へ協議終了の通知をするものとし、必要に応じてその通知に意見を付すことができる。

(説明会の実施)

第9条 事業者は、発電事業の実施にあたり地域住民等との合意形成を図るため、規則で定めるところにより、地域住民等を対象とした説明会を開催し、その結果を町長に報告しなければならない。

- 2 事業者は、地域住民等からの質問に対して誠実に回答とともに、意見等の申出があったときは、事業計画に取り入れるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、説明会の実施後において、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で十分な話し合いの機会を設けなければならない。

(地域住民等の同意)

第10条 事業者は、次に掲げる者から同意を得なければならない。ただし、規則で定める同意を得られない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 隣接住民全員
 - (2) 第2条第6号アに掲げる者の3分の2以上のもの
 - (3) 第2条第6号イに掲げる者の3分の2以上のもの
- 2 事業者は、前項の規定による同意を求めるときは、事業区域の地域住民等が同意の有無を判断できる資料又は情報を提供し、当該内容について説明を求められた場合は、可能な限りこれに応じるものとする。

(協定の締結)

第11条 事業者は、事業区域が所在する行政区の要請がある場合には、協定書を締結し、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 連絡体制及び苦情処理の方法
- (2) 災害発生時の応急措置及び復旧費用の負担
- (3) 設備の維持管理及び撤去方法並びに費用負担
- (4) 定期点検及び情報共有に関する事項

2 事業者は、協定書を締結したときは、当該協定書の写しを町長に提出しなければならない。

3 事業者は、太陽光発電設備を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとするときは、当該第三者に対し、第1項の規定により締結した協定の効力を承継させなければならない。

(事業実施許可)

第12条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、当該事業に係る工事に着手しようとする30日前までに、規則で定める事項を町長に届け出て許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の届出があった場合において、事業者及び当該許可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者であるとき。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (3) 大多喜町暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員等であるとき。
- (4) 第22条の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を町長が定めた期限までに完了していないものであるとき。
- (5) 第23条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者であるとき。
- (6) 未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）であって、第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

(7) 太陽光発電設備設置事業の実施に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると町長が認める者であるとき。

3 町長は、第1項の許可に当たり、災害の発生の防止、自然環境、生活環境及び景観の保全のために必要な条件を付することができる。

4 町長は、許可を行うにあたり必要がある場合には、あらかじめ大多喜町環境基本条例（平成8年条例第32号）第22条に規定する大多喜町環境対策審議会その他災害の発生防止及び自然環境等の保全について識見を有する者の意見を聞くことができる。

（変更の許可等）

第13条 事業者は、前条第1項の許可を受けた事項を変更（当該事業を第三者に譲渡する場合を含む。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ町長に届け出て、許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

3 第8条から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。

（標識の設置）

第14条 事業者は、設置工事に着手する日から太陽光発電設備を撤去する日まで、事業区域内の道路に面する場所その他の外部から見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の標識の記載内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、町長に届け出なければならない。

（工事完了の届出）

第15条 事業者は、設置工事が完了したときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による完了の届出があったときは、第12条第

1項及び第13条第1項の規定による届出の内容に適合しているかを確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

3 事業者は、前項の規定により、第12条第1項及び第13条第1項の規定による届出の内容に適合していない旨の通知を受けたときは、当該届出の内容に適合するよう必要な措置を速やかに講じなければならない。

(廃止等の届出)

第16条 事業者は、太陽光発電事業を中止し、又は廃止しようとするときは、当該事業を中止し、又は廃止しようとする日の30日前までに、町長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出をしたときは、関係法令等の規定による太陽光発電設備の解体等の実施に必要な許認可等を受けた後、太陽光発電設備の解体等を速やかに行い、当該解体等が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、町長に届け出なければならない。

3 町長は、前項の規定による完了の届出があったときは、太陽光発電設備の解体等が完了しているかを確認し、当該解体等が適正に行われていないことを確認したときは、事業者に対して必要な措置を行うための指示を行うことができる。

4 事業者は、前項の規定により指示があったときは、必要な措置を速やかに講じなければならない。

(地位承継の届出)

第17条 事業者から事業譲渡、相続、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継があった日から10日以内に、町長に届け出なければならない。

(現況確認の報告)

第18条 事業者は、災害等により太陽光発電設備が破損し、第三者に対する被害が発生するおそれがある場合には、直ちに現況確認を行い、必要な措置及び安全対策を講じ、その結果を遅滞なく町長に報告しなければならない。

(報告の徴収)

第19条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第20条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者等関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第21条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 - (1) 第8条第1項の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をしたとき。
 - (2) 第12条第1項の許可を得ずに設置工事に着手したとき。
 - (3) 第13条第1項又は第2項の規定による届出を行わなかったとき。
 - (4) 第14条第3項の規定による届出を行わなかったとき。
 - (5) 第15条第1項の規定による届出を行わなかったとき。
 - (6) 第15条第3項の規定による措置を講じなかったとき。
 - (7) 第16条第1項の規定による届出を行わなかったとき。
 - (8) 第16条第2項の規定による解体等の届出を行わなかったとき。
 - (9) 第16条第4項の規定による措置を講じなかったとき。
 - (10) 第17条の届出を行わなかったとき。

- (11) 第18条の規定による必要な措置及び安全対策を講じなかつたとき。
- (12) 第18条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は同項に規定する質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (13) 前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかつたとき。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、太陽光発電事業が生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 事業者は、第1項の指導若しくは助言又は前項の勧告を受けたときは、その処理の状況を速やかに町長に報告しなければならない。

(命令)

第22条 町長は、前条第2項の勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第23条 町長は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条第1項又は第13条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、第12条第1項又は第13条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第12条第1項又は第13条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第12条第1項又は第13条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに太陽光発電設備の設置工事に着手しなかつたとき。
- (4) 第12条第1項又は第13条第1項の許可を受け、太陽光発電設備の設置工事に着手した後に、1年以上引き続き工事を施工していないとき。
- (5) 第13条第1項の許可を受けずに事業計画を変更し、特定事業を

実施したとき。

- (6) 前条の規定による命令に違反したとき。
- (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第14条又は第15条の規定により、同法第9条第4項の経済産業大臣による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の効力を失い、又は取り消されたとき。

(公表等)

第24条 町長は、第22条の命令を受けた事業者が、正当な理由なく命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならぬ。

(国及び県への報告)

第25条 町長は、前条第1項の規定による公表を行った後、公表した内容を国及び県に報告することができる。

(事業者が所在不明になった場合等の措置)

第26条 事業者が所在不明になった場合又はその組織を解散した場合において、当該土地所有者等が当該事業者と異なる者である場合に限り、当該土地所有者等を事業者とみなして、第16条及び第18条から前条までの規定を適用する。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第8条から第15条まで及び第21条第2項第1号から第6号まで

の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに事前協議を実施している事業者、設置工事に着手している事業者及び設置工事が完了している事業者には、適用しない。

3 施行日から 30 日を経過する日までの間に太陽光発電事業を実施又は実施している事業を変更しようとする事業者に対するこの条例の適用については、第 12 条第 1 項中「当該事業に係る工事に着手しようとする 30 日前までに」とあるのは、「速やかに」と、読み替えるものとする。